

平成18年度 雇用均等・児童家庭局 予算(案)の概要

少子化の流れを変えるための更なる次世代育成 支援対策の展開と公正かつ多様な働き方の推進

少子化の流れを変えるため、平成17年4月からスタートした地方公共団体・企業の次世代育成支援行動計画を着実に実行し、全国どの地域でも国民一人ひとりが子育てしやすい環境に変わったと実感できるようにしていく必要がある。

このため、待機児童の解消を目指した次世代育成支援対策施設整備交付金の充実を図るなど、「子ども・子育て応援プラン」の実現に向けて、以下の事項を推進する。

- (1) すべての子どもとすべての家庭に支援が行き届くような地域における子育て支援対策や多様な保育サービスの充実
- (2) 男女ともに子育てしながら安心して働くことのできる雇用環境の整備
- (3) すべての子どもの命を大切にするための児童虐待防止対策や小児科・産科医療の確保
- (4) 児童手当について、支給対象年齢の引上げ等の拡充を実施

また、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働対策の充実などにより、公正かつ多様な働き方を推進する。

《 主要事項 》

◎ 次世代育成支援対策の更なる展開

1	すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実	723億円
2	待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実	3,558億円
3	仕事と子育ての両立など仕事と生活のバランスのとれた働き方の実現	66億円
4	児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実	139億円
5	小児科・産科医療の確保など母子保健医療の充実	191億円
6	母子家庭等自立支援対策の推進	1,626億円
7	児童手当	2,271億円

◎ 公正かつ多様な働き方の推進

1	男女雇用機会均等の更なる推進	10億円
2	多様な働き方を選択できる環境整備	0.8億円
3	パートタイム労働対策の充実	5.6億円

○ 雇用均等・児童家庭局 予算の状況

	17年度予算額	18年度予算(案)	伸び率
局 合 計	11,170億円	8,739億円	△21.8%
児童福祉関係	11,078億円	8,639億円	△22.0%
(うち 特別会計)	316億円	334億円	5.7%
労働関係	92億円	100億円	7.9%
(うち 特別会計)	89億円	97億円	8.6%
一般会計	10,765億円	8,308億円	△22.8%
特別会計	405億円	431億円	6.4%

(参 考) 三位一体改革の影響を除いた場合

	17年度予算額	18年度予算(案)	伸び率
局 合 計	7,722億円	8,739億円	13.2%
児童福祉関係	7,630億円	8,639億円	13.2%
(うち 特別会計)	316億円	334億円	5.7%
労働関係	92億円	100億円	7.9%
(うち 特別会計)	89億円	97億円	8.6%
一般会計	7,317億円	8,308億円	13.5%
特別会計	405億円	431億円	6.4%

○ 三位一体改革に係る政府・与党合意（児童福祉関係）の内容

○ 国庫補助金改革

- ① 経常的な国庫補助（負担）金 △ 20億円
 - 次世代育成支援対策交付金の一部（延長保育加算分（公立分））
 - ② 施設整備費 △ 45億円
 - 次世代育成支援対策施設整備交付金のうち
 - ・ 公立保育所
 - ・ 児童相談所（一時保護施設分を除く）
 - ・ 婦人相談所（一時保護施設分を除く）
- に係る経費
- ③ 児童扶養手当（3／4 → 1／3） △ 1,805億円
 - ④ 児童手当（2／3 → 1／3） △ 1,578億円
- （計 △3,448億円）

次世代育成支援対策の推進

今後の取組みの重点

- 少子化の流れを変えるため、平成17年4月からスタートした地方公共団体・企業の次世代育成支援行動計画を着実に実行し、全国どの地域でも国民一人ひとりが子育てしやすい環境に変わったと実感できるようにしていく必要がある。
- このため、「子ども・子育て応援プラン」の実現に向けて、以下の事項を推進する。
 - ① すべての子どもとすべての家庭に支援が行き届くような地域における子育て支援対策や多様な保育サービスの充実
 - ② 男女ともに子育てしながら安心して働くことのできる雇用環境の整備
 - ③ すべての子どもの命を大切にするための児童虐待防止対策や小児科・産科医療の確保
- また、「子ども・子育て応援プラン」において検討課題とされている経済的支援等として、児童手当や出産育児一時金等の拡充を図るものとする。

具体的施策

1. すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 734億円

- 地域における子育て支援体制の強化 537億円
 - ・子育て支援事業について、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の充実を図るとともに、地域の実情に応じた保育所等の整備計画の実現に向けて、次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金)の充実を図る。
- 放課後児童クラブの拡充 112億円
 - ・放課後児童クラブ 17年度 13,200クラブ → 18年度 14,100クラブ

2. 待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 3,558億円

- 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大 3,138億円
 - ・受入れ児童数を増やすとともに、民間保育所の整備の充実を図る。
- 延長保育、一時保育、特定保育等の充実、家庭的保育の拡充など多様な保育サービスの提供 420億円
 - ・保育所が自ら実施する保育ママ(保育所実施型)の創設等。
- 総合施設(仮称)の本格実施
 - ・「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設(仮称)」について、18年度から本格実施。

3. 仕事と生活のバランスのとれた働き方の実現 90億円

- 仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主への支援 48億円
 - ・育児休業取得者等が初めて出た中小企業事業主に対し5年間に限り特別に手厚い助成を行う。
- 子育てする女性に対する再就職・再就業支援の充実 20億円
 - ・マザーズハローワーク(仮称)を新設し、子ども連れで相談しやすい環境の整備、地方公共団体等との連携による子育て情報の提供、個々の希望を踏まえた相談・求人確保等の就職支援を行う。

4. 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実 139億円

- 児童虐待防止対策等児童の保護・支援の推進など虐待を受けた子どもへの支援の強化
 - ・児童相談所等における家族療法事業の実施や児童養護施設等への心理療法担当職員の配置の充実など機能強化を図る。

5. 小児科・産科医療の確保など母子保健医療の充実 243億円

- 小児科・産科医療体制整備事業の実施(新規)
 - ・医師確保、女性医師の就労支援など都道府県の取組みを支援する。
- 不妊治療に対する支援
 - ・現行助成制度の「通算2年」を「通算5年」に拡大する。

6. 母子家庭等自立支援対策の推進 1,626億円

- 母子家庭等の自立のための総合的な支援の推進
 - ・母子自立支援プログラム策定事業をモデル事業から全国展開する。
- 児童扶養手当 1,546億円
 - ・三位一体改革により、国庫負担割合を3/4から1/3とする。

7. 経済的支援の拡充

- 児童手当の拡充【平成18年4月から】
 - ・児童手当制度について、支給対象年齢を拡大(小3→小6)し、併せて、支給率を概ね90%まで引き上げる。
 - ・三位一体改革により、公費負担分に対する国庫負担の割合を2/3から1/3とする。
- 出産育児一時金の引上げ(30万円→35万円)【平成18年10月から】
- 乳幼児に対する自己負担軽減措置の拡大【平成20年4月から】
 - ・2割負担の対象者を拡大(3歳→小学校就学前)

次世代育成支援対策の更なる展開

1 すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実

(67,318百万円)

《73,778百万円 → 72,312百万円》

注) 上記金額の上段()書きは、三位一体改革の影響を除いた場合の額である。(以下同じ。)

(1) 地域における子育て支援体制の強化 53,693百万円

○ 地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業の充実

(次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)) 33,956百万円

各市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画により展開している様々な子育て支援事業について、「子ども・子育て応援プラン」で掲げた目標の達成に向けて、地域のニーズを踏まえて、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の充実を図る。

【対象となる主な事業】

・つどいの広場事業

子育て中の親子が気軽に集い、相談・交流できる「つどいの広場」について、身近な場所での設置を推進する。

・育児支援家庭訪問事業

出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対して、育児・家事の援助や、技術指導等を行う。

・ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行う。

・子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ、トワイライトステイを実施する。

・延長保育促進事業

11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

・乳幼児健康支援一時預かり事業

保育所に通所中の児童が病気の回復期のため集団保育が困難となる間、児童の保育所、病院等における一時預かり等の事業を行う。

※地域における児童の安全確保の取組

児童の安全確保に向けて、各地域(小学校区など)で関係者や地域住民の協力を得て見守り活動等の具体的な体制を構築する取組を行う場合、ポイント加算する措置を設ける。(平成18年度限りの措置)

- **地域子育て支援センターの整備** 5, 737百万円
子育てサークルの支援や育児相談を行う地域子育て支援センターの整備を推進する。

3, 107か所 → 3, 433か所

- **地域の実情に応じた次世代育成支援対策に資する施設整備の充実**
(次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金))

14, 000百万円

各自治体の行動計画に基づき策定する地域の実情に応じた保育所、児童養護施設等の整備計画の実現が図られるよう、次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金)の充実を図る。

なお、三位一体改革により、公立保育所、児童相談所(一時保護施設を除く)及び婦人相談所(一時保護施設を除く)に係る次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金)を一般財源化。

- (2) **地域児童のための健全育成事業の充実** 14, 849百万円

- **放課後児童クラブの拡充** 11, 181百万円

放課後児童クラブの一層の拡充を図るとともに、障害児の受入れを推進する。

13, 200クラブ → 14, 100クラブ

- **児童ふれあい交流事業の推進** 311百万円

文部科学省と連携して、本年度実施している取組状況の把握なども活用し、全市町村で中・高校生が乳幼児とふれあう機会が確保されることを目指し、児童館等を活用した出会いふれあう場づくりを推進する。

2 待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実

(334, 555百万円)

《341, 015百万円 → 355, 791百万円》

(1) 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大

313, 770百万円

○ 民間保育所整備の充実（再掲）

各市町村における整備計画に基づく民間保育所等の整備の充実を図る。

（次世代育成支援対策施設整備交付金（14, 000百万円）の内数）

なお、三位一体改革により、公立保育所に係る次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）を一般財源化。

○ 民間保育所運営費

298, 246百万円

待機児童解消を目指し、各市町村の民間保育所受入児童数の増を図る。

106.2万人 → 110.7万人（4.5万人増）

(2) 多様な保育サービスの提供

42, 021百万円

○ 延長保育の充実（再掲）

通勤の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する民間保育所の延長保育を推進する。

（次世代育成支援対策交付金（33, 956百万円）の内数）

なお、三位一体改革により、延長保育加算分（公立分）を一般財源化。

○ 一時保育、特定保育等の充実

3, 806百万円

専業主婦等のための緊急・一時的な保育を行う一時保育、保護者の就労形態の多様化などに伴う柔軟な保育を行う特定保育、休日保育等を推進するなど多様な保育ニーズに対応する。

○ 家庭的保育の拡充

409百万円

保育ママの積極的な活用を図るため、保育所が自ら実施する保育ママ（保育所実施型）を創設し、低年齢児の受入拡大を図る。

また、看護師等の資格を有する保育ママが軽度の発熱等病気の回復期にある子どもを預かる「病後児保育モデル事業」を新たに実施する。

(3) 総合施設（仮称）の本格実施

「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設（仮称）」について、就学前の子どもに関する教育及び保育並びに子育て支援事業の総合的な提供を行う幼稚園、保育所等の認定制度を設け、18年度から本格実施する。

（所要経費については、保育所運営費負担金等の保育所関係経費として確保。）

3 仕事と子育ての両立など仕事と生活のバランスのとれた働き方の実現

《4, 587百万円 → 6, 558百万円》

(1) 子育て世代の仕事と家庭の両立支援 5, 922百万円

○ 仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主への支援の充実

4, 831百万円

中小企業において仕事と子育ての両立をしやすいするため、育児休業取得者や短時間勤務制度の適用者が初めて出た中小企業事業主に対し5年間に限り特別に手厚い助成を行う。また、育児・介護休業中の従業員の職業能力開発の取組等を行う事業主への助成措置の拡充を図る。

○ 子育てする女性に対する再就職・再就業支援の充実 1, 091百万円

出産・育児で離職した女性が再就職に向けた計画的な取組を行えるよう相談・助言を充実するとともに、マザーズハローワーク(仮称)と連携した総合的な再就職支援を行う。

起業についても総合的情報提供を行う専用サイトやメンター(先輩の助言者)紹介サービス事業を実施するとともに、子育てする女性の起業に着目した助成制度を設ける。

(2) 仕事と生活のバランスのとれた働き方の推進 78百万円

○ 短時間正社員など公正かつ多様な働き方の推進(新規)

マニュアルの普及及び業種別団体におけるモデル事業の実施により、適正な評価と公正な処遇の図られた短時間・短日勤務の正社員制度、労働時間に比例した賃金制度等の普及を図る。

(3) パートタイム労働対策の充実 558百万円

○ 均衡処遇推進のための事業主への支援の充実 558百万円

短時間労働者雇用管理改善等助成金を抜本的に見直し、パートタイム労働者の均衡処遇に向けた事業主の取組への支援を強化する。

4 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《12, 657百万円 → 13, 888百万円》

(1) 虐待を受けた子ども等への支援の強化 11, 801百万円

○ 育児支援家庭訪問事業の強化（再掲）

出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対して、育児・家事の援助や、技術指導等を行い、特に、妊娠期からの継続的な支援を行うため、分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援を推進する。

（次世代育成支援対策交付金（33, 956百万円）の内数）

○ 児童虐待防止対策など児童の保護・支援の推進

（児童虐待・DV対策等総合支援事業（統合補助金））1, 783百万円

- ・ 児童相談所に「里親委託推進員」を配置するとともに、「里親委託推進委員会」を設け、乳児院等の児童福祉施設及び里親との連携を図りつつ、施設から里親への子どもの委託を総合的に推進する。
- ・ 児童相談所において治療計画の作成や親子治療等、親支援を強化するための家族療法事業を実施する。
- ・ 社会福祉法人等において、コーディネーターの支援のもと、講習会やグループワークなど、ひきこもり等の子どもをもつ保護者の交流のための事業を実施する。

○ 児童福祉施設等における支援体制の強化 9, 399百万円

- ・ 児童養護施設等に配置している小規模グループケア担当職員の配置か所数の増を図る。
- ・ 児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に配置している心理療法担当職員（非常勤）の常勤化を図り、併せて児童自立支援施設に心理療法担当職員（常勤）を配置する。
- ・ 情緒障害児短期治療施設で実施している家族療法事業について、児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設へ対象を拡大する。
- ・ 大学等に進学するため施設等を退所する子どもに対して支給する大学進学等自立生活支度費を創設する。
- ・ 児童相談所の一時保護所に保護されている子どもの行動観察や、心のケアを行う心理療法担当職員を全ての一時保護所に配置する。

(2) 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策等の推進

2, 087百万円

婦人相談所における配偶者からの暴力防止に関する相談・保護、自立支援等の一層の充実を図るため、弁護士等による離婚や在留資格などの司法的な調整や援助を行う。

また、人身取引被害者の一時保護に要する経費として医療費を加える。

5 小児科・産科医療の確保など母子保健医療の充実

《20,060百万円 → 19,108百万円》

(1) 小児科・産科医療体制の推進、不妊治療に対する支援 (母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金))

3,628百万円

○ 小児科・産科医療体制整備事業の実施(新規)

小児科医・産科医の不足に対応するため、医療資源の集約化・重点化を図るための検討費や、特に女性医師の就労支援に対する労働環境改善のための検討費・調査研究費など、都道府県における小児科医療・産科医療の体制整備に必要な経費の補助を行う。

○ 不妊治療に対する支援

「体外受精・顕微授精を対象に年度10万円・通算2年」としている現行助成制度の「通算2年」を「通算5年」に拡大する。

○ その他母子保健医療の充実

周産期医療ネットワークの整備や不妊専門相談センターの整備など「子ども・子育て応援プラン」関係事業の着実な実施を図る。

(2) 「健やか親子21」による母子保健運動を通じた「食育」の推進

6百万円

乳児期からの食の重要性を踏まえ、従来の離乳ガイドを見直し、母乳育児推進のための具体的内容を盛り込んだ「授乳・離乳の支援ガイド」を新たに作成し、普及啓発を図る。

(3) 小児慢性特定疾患対策の推進

11,570百万円

小児慢性特定疾患治療研究事業を実施するとともに、日常生活用具を給付する福祉サービスを実施する。

(4) 子ども家庭総合研究の推進

658百万円

子どもの心身の健やかな育ちを社会が継続的に支えるために必要な母子保健医療・児童福祉施策の科学的基盤となる研究を推進する。

6 母子家庭等自立支援対策の推進

(152,474百万円)

《332,963百万円 → 162,630百万円》

(1) 母子家庭等の自立のための子育て・生活、就業支援等の推進

2,968百万円

○ 母子家庭等の自立のための総合的な支援の推進

(母子家庭等対策総合支援事業(統合補助金))

1,884百万円

・ 母子自立支援プログラム策定事業の全国展開

モデル事業として実施している母子自立支援プログラム策定事業を全国展開する。

・ 常用雇用転換奨励金の支給要件の緩和

母子家庭の母の常用雇用化を促進するため、常用雇用転換奨励金の支給要件の緩和を図り、母子家庭の母の自立を支援する。

○ 母子家庭の母等に対する職業訓練受講機会の提供

654百万円

就労経験の少ない母子家庭の母等に対する無料の職業訓練を実施する。

(2) 自立を促進するための経済的支援

159,663百万円

○ 母子寡婦福祉貸付金の充実

5,070百万円

医療・介護を受けている間についても「生活資金」の単独貸付を可能とし、母子家庭等の自立を積極的に促進する。

○ 児童扶養手当

154,593百万円

児童扶養手当額については、平成17年の消費者物価指数により、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の規定に基づき、改定が予定されている。

なお、三位一体改革により、国庫負担割合を3/4から1/3とする。

7 児童手当

(159,627百万円)

《317,475百万円 → 227,086百万円》

○ 児童手当の拡充

児童手当の支給対象年齢を、平成18年4月より、小学校第3学年修了時までから第6学年修了時までに引き上げる。併せて、支給率を概ね90%まで引き上げる。

なお、三位一体改革により、公費負担分に対する国庫負担の割合を2/3から1/3とする。

公正かつ多様な働き方の推進

1 男女雇用機会均等の更なる推進

《 1, 104 百万円 → 995 百万円 》

(1) 均等政策の更なる推進及び実質的な均等取扱いの確保 274 百万円

男女雇用機会均等確保のため、積極的な行政指導を展開するとともに、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの問題等、労働政策審議会雇用均等分科会の検討結果を踏まえ、均等施策の充実を図る。

(2) ポジティブ・アクションの促進 72.1 百万円

ポジティブ・アクション（女性の能力発揮促進のための企業の積極的取組）の推進に活用できるベンチマーク（自社の状況を知るものさしとなる値）の提供等を行うとともに、出産、育児がキャリア面でハンディとならないような制度の普及促進に向けた検討を行う。

2 多様な働き方を選択できる環境整備

《 0 百万円 → 78 百万円 》

○ 短時間正社員など公正かつ多様な働き方の推進（再掲）（新規）

78 百万円

マニュアルの普及及び業種別団体におけるモデル事業の実施により、適正な評価と公正な処遇の図られた短時間・短日勤務の正社員制度、労働時間に比例した賃金制度等の普及を図る。

3 パートタイム労働対策の充実（再掲）

《558百万円 → 558百万円》

- 均衡処遇推進のための事業主への支援の充実 558百万円

短時間労働者雇用管理改善等助成金を抜本的に見直し、パートタイム労働者の均衡処遇に向けた事業主の取組への支援を強化する。